

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

村上市長 高橋 邦芳

市町村名 (市町村コード)	村上市 (15212)
地域名 (地域内農業集落名)	荒川地区 (貝附、花立、荒島、春木山、上鍛冶屋、下鍛冶屋、梨木、切田、十文字、 野口、坂町、山口、羽ヶ榎、藤沢、佐々木、金屋、馬場、鳥屋、大津、 中倉、名割、中野、長政、両新、荒屋、海老江)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

保内地区の農業経営は、一部集落では認定農業者個人や法人への集積・集約が概ねされているが、その他の集落では高齢化が進み将来的には受け手がいない問題があるのが現状である。そのため、後継者問題や新たな受け手の確保、法人化への移行のほか、農地や農道・用排水路等の維持管理が課題となっている集落もある。加えて山間部及びその付近の農地では水路の維持管理や農道の整備がし難く、湧水など条件不利地があり耕作放棄地も増え、イノシシやサルによる農地や農作物の被害もあるのが現状である。条件不利地・耕作放棄地への対応や有害鳥獣対策による電気柵の設置も課題である。

金屋地区の農業経営は、圃場整備により区画化され集積が進んだ地域が多く、一部集落では認定農業者個人のほかに法人等への集積・集約が概ねされているが、その他の集落では高齢化が進み後継者不足も伴い将来的には受け手がいない集落もあるのが現状である。そのため、新たな受け手の確保が課題となっている集落もある。また、耕作放棄地への対応も課題としてある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

保内地区では、地域内における高齢化や後継者不足等による課題に対し、法人や認定農業者を含め今後どの農地を誰が受け皿になるか、どう維持するか、また、地域において水稻中心の米作りを行い、効率良く低コストに行い地域の所得向上に繋がる効率的な営農管理をどうやって図れるかについて、集落内外での話し合いを定期的に進める。

山間部及びその付近の農地では、耕作放棄地対策及び獣害対策として、集落単位等により電気柵を効果的に設置し、水稻の作付を維持していく。

金屋地区では、地域内における高齢化や後継者不足等による課題に対し、法人や認定農業者を含め今後どの農地を誰が受け皿になるか、どう維持するか、また、圃場整備を契機に法人や認定農業者により集積された農地で水稻中心の米作りを効率良く低コストに行い地域の所得向上に繋がる効率的な営農管理をどうやって図れるかについて、集落内外での話し合いを定期的に進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,357 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

「協議の場」で協議された農振農用地区域内の農地(青地)及び、引き続き耕作する農振農用地区域外の農地(白地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や法人を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地を農地中間管理機構を活用して、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

集落内を中心に営農する経営体に対し集積・集約化を図り、自治体やJA等と連携し、栽培技術の支援や生産する農地の斡旋などに取り組む。また、農地および営農維持が困難な集落に対し、地域内外から地域農業を支える多様な経営体を募集するなど、経営体間の話し合いやマッチングによる切れ目のない農地利用と営農推進を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内外で地域農業を支える大規模経営体へ農作業委託を推進し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシや猿による農作物被害が拡大しないよう電気柵等を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて捕獲人材の確保・育成を進める。

②安心・安全な農産物の提供、多様なニーズに対応するため、県基準に合致した認証制度等をこれまでどおりに推進し、地域農産物の付加価値を向上する取り組みを進める。

③営農管理の効率化や品質向上・収量増加のため、JAが提供する営農支援システム等を活用し、適期かつ効率的な営農管理をめざすとともに、多様な営農条件に適したスマート農業技術の導入・普及にむけた取り組みを推進する。

⑦多面的機能の維持・発揮を図るため、集落単位での共同活動により、適切な保全管理を推進する。また、中山間地域等において、耕地条件の悪化や高齢化に加え、農業生産の維持・管理低下が課題となる集落については、交付金等の活用を推進し、集落(地域)と経営体が一体となった取り組みを推進する。

⑨水田における飼料生産の拡大を推進し、水田の有効活用と飼料自給率の向上を図るため、畜産農家と耕種農家を支援し、耕畜連携した取り組みを進める。